

官報

号外 昭和二十三年五月二十八日

○第二回 衆議院會議錄第五十一号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

午後二時四十五分開議

議事日程 第四十七号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)
午後一時開議

第一 自由討議 (前会の続)

第二 消防法案(治安及び地方制度委員長提出)

第三 ソ連領からの復員促進に関する請願(第一九一号)

第四 在外同胞引揚促進の請願外三十六件(第四五六号)

第五 大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願(第二一〇号)

第六 在外同胞引揚促進の請願(第六六四号)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

主食配給の見通しについての緊急質問(森幸太郎君提出)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急質問を提出いたします。すなわちこの際、森幸太郎君提出、主食配給の見通しについての緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしものとす。

主食配給の見通しについての緊急質問を許可いたします。森幸太郎君。

〔森幸太郎君登壇〕

○森幸太郎君 私は、主食配給の見通しにつきまして、芦田総理大臣、永江農林大臣に對しまして緊急質問をいたしたいと存じます。

食糧問題はまことに現下日本におきましては重大なる関心事でありまして、この問題を取扱う上におきましては、最も慎重を要することと考えるのであります。

私は、この問題につきまして慎重に考慮をいたした結果、この際ぜひとも首相並びに農林大臣の所見を質さなければならぬ立場に立ち至つたことを、はなはだ遺憾に存するのであります。われ／＼は、超党派的に食糧対策議員連盟を設けまして、政府の食糧対策に對しまして、あらゆる角度からこれを支援してまいつていたのであります。

わが國の再建が、すべての角度から、まず食糧の充実、生活安定ということとを第一要件と考えますために、われ／＼議員は、超党派的に食糧対策議員連盟をつくつて、政府の施策に應援いたしておるのであります。

今二十三米穀年度は、まさにその中間にありまして、この十月の末期、端境期をどうして切り抜けるか。これが、昨年度の実績から考えて見まして、最も慎重に行われていかなければならぬことと考えるのであります。事重大であることは、國家の食糧対策が一たび誤りますと、非常な影響を國民全体に及ぼすことは御承知の通りであります。

かつて澁澤大藏大臣が、供出完納を國民に要求せられて、一千万人の餓死ができる、どうか農家諸君、一日も早く割当の供出をしてもらいたいと、切なる要求をせられた結果、今日ほとんど公然と行われておるところのやみ屋の発生となつたのであります。また生産者は賣り惜しみ、消費者はやみによつてもこれを買わなければ、一千万人の餓死者の中に加わつてはたいへんだというので、大騒ぎをしたことは、皆さん御承知の通りであります。

昨年片山内閣のときに、平野農林大臣が、十一月の端境期には、二十五日の欠配やむを得ないということとをこの議場において発表されました結果、たちまちやみ相場が奔騰いたしました。國民の協力を求められたことが逆効果となつて、食糧の危機がますます加わり、あらゆる手段を講ぜられたのであります。結局するところ、連合軍の特別な好意によつて放出を得まして、その危機を免れたことは、皆さん御承知の通りであります。

かくのごとく重大なこととありますから、私はこの問題を取扱うことにつきましては、慎重に考慮をいたしたのであります。この際やみをやめられず、ぜひとも總理大臣の御所見を伺い、また主務大臣であるところの農林大臣の所見を質さなければ、われ／＼食生活の上において非常なる不安を助成すると思へまして、ここに質問をいたす次第であります。

諸君、永江農相は地方遊説におきまして、四月八日並びに四月二十日に、十月まで、いわゆる今年の米穀年度内には、決して運配はさせない、またできるだけ代替も行わないようにいたしたい、大豆粉のごときは、これをみそ・醤油の原料にまわして、米麦中心の主食配給をいたしたい、また砂糖が今日代替として輸入食糧として配給されてあるが、なるべくこの砂糖の代替をやめたい、でき得べくんば、十一月よりは二合八勺の配給をいたしたいと考へておるといふことを申されたことは、すでに世間周知の事実となつております。また芦田總理大臣も、四月の十一日に沼津において、二合八勺の配給をすべく計画を進めさせておると言われたことが、新聞紙上に傳つております。

まことに總理大臣並びに主務大臣の、二合八勺の配給をしてやろう、それを考へておるといふ、この明瞭なる宣傳は、國民の食生活の上におきまして非常に朗らかな氣持をもたせたのであります。

しかし私は、ここにお尋ねしたいことは、總理大臣は、片山内閣後において、それを承継されたときにおいて、はたしてほんとうの食糧についての引継ぎをおやりになつたか。また永江農林大臣は、波多野農相から食糧事情についての事務の引継ぎをなされたのであるか。十月まで運配がない、こゝろお話になつたが、今日、御承知とは存じますが、あるいは御承知でないかもしれませんが、四月末日現在におきまして、北海道はか十二縣に運配があります。この運配が、五月において取返しがついておりません。しかるに、十月までは断じて運配欠配なしということを確認をもつてお話しになつておる。私は決していい加減なことをもつてお尋ね

れば、一千万人の餓死者の中に加わつてはたいへんだというので、大騒ぎをしたことは、皆さん御承知の通りであります。昨年片山内閣のときに、平野農林大臣が、十一月の端境期には、二十五日の欠配やむを得ないということとをこの議場において発表されました結果、たちまちやみ相場が奔騰いたしました。國民の協力を求められたことが逆効果となつて、食糧の危機がますます加わり、あらゆる手段を講ぜられたのであります。結局するところ、連合軍の特別な好意によつて放出を得まして、その危機を免れたことは、皆さん御承知の通りであります。

かくのごとく重大なこととありますから、私はこの問題を取扱うことにつきましては、慎重に考慮をいたしたのであります。この際やみをやめられず、ぜひとも總理大臣の御所見を伺い、また主務大臣であるところの農林大臣の所見を質さなければ、われ／＼食生活の上において非常なる不安を助成すると思へまして、ここに質問をいたす次第であります。

諸君、永江農相は地方遊説におきまして、四月八日並びに四月二十日に、十月まで、いわゆる今年の米穀年度内には、決して運配はさせない、またできるだけ代替も行わないようにいたしたい、大豆粉のごときは、これをみそ・醤油の原料にまわして、米麦中心の主食配給をいたしたい、また砂糖が今日代替として輸入食糧として配給されてあるが、なるべくこの砂糖の代替をやめたい、でき得べくんば、十一月よりは二合八勺の配給をいたしたいと考へておるといふことを申されたことは、すでに世間周知の事実となつております。また芦田總理大臣も、四月の十一日に沼津において、二合八勺の配給をすべく計画を進めさせておると言われたことが、新聞紙上に傳つております。

まことに總理大臣並びに主務大臣の、二合八勺の配給をしてやろう、それを考へておるといふ、この明瞭なる宣傳は、國民の食生活の上におきまして非常に朗らかな氣持をもたせたのであります。

しかし私は、ここにお尋ねしたいことは、總理大臣は、片山内閣後において、それを承継されたときにおいて、はたしてほんとうの食糧についての引継ぎをおやりになつたか。また永江農林大臣は、波多野農相から食糧事情についての事務の引継ぎをなされたのであるか。十月まで運配がない、こゝろお話になつたが、今日、御承知とは存じますが、あるいは御承知でないかもしれませんが、四月末日現在におきまして、北海道はか十二縣に運配があります。この運配が、五月において取返しがついておりません。しかるに、十月までは断じて運配欠配なしということを確認をもつてお話しになつておる。私は決していい加減なことをもつてお尋ね

ねするのではない。総理大臣並びに農林大臣は、先ほど申しましたこの言葉を、ほんとうの確信をもつてお話になつたのであるか。もし確信なくして、一時的の人氣取りのような宣傳とあつたならば、われ／＼は断じてこれは許すことができないのであります。(拍手)

今あなたの方、政府のおもちになつておる材料によつて、以下申し上げます。今政府の米倉を開けてみますと——実はこういうことは申し上げたくないものでありますけれども、四百萬石の米しかありません。そのほかに、連合軍より月々に輸入いたします物の身代りとして凍結された米が三百五十萬石、これは自由勝手に使えない米であります。この四百萬石の米によつて、六月から十月までの間、國民をどうして養つていけるのでありますか。

本年度の米穀配給推定におきまして、新しき麦において四百萬石、じやがたらいいにおいて八十五萬石、早掘のさつまいもにおいて九十萬石、早出しの米において百二十萬石が予定されておるのであります。これらの二十三年度生産のじやがたらいいは、まだ土の中にあります。さつまいもはまだ苗であります。米は苗代から本田に今移植されんとしてゐるときでありますから、これらの大体六百九十五萬石を当てとして本年度の米の配給推定が立つておるのであります。その間外國より、連合軍の好意によりまして百八十餘

萬トンの食糧の輸入を予定し、懇請されているはずであります。この百八十餘萬トンの食糧が、すでに約八十萬トン三月までに輸入されておりますので、今後四月より十月までの七箇月間にならしてみますと、毎月約十七萬トンずつぐらゐの外國食糧を輸入しなければいけないことになつてゐるのであります。ところが、これは相手のあることであります。五月のごときは、十五萬トンを初め計画されてあつたのが五萬トンに修正されました。その五萬トンが、實際は二萬トンしか輸入ができておりません。六月も十五萬トンであります。これがまた十萬トンに変更されて、あるいはおそろく、五月のごときは二萬トン内外の輸入ではないかと考えられるのであります。

そうしますと、月々約四百四十萬石の米が要ります。先ほど申しました三百五十萬石というものは凍結米であります。これは御承知の通り、輸入されるどころの外國食糧だけではあまり單純になるというので、これを凍結いたしまして、連合軍の許しを受けて、これを月々放出してもらつて、米と外國食糧との混合率を保つていくわけであり

ます。かりに三百五十萬石の凍結米が許されたとしたとしても七百五十萬石——まだ本年の芋も麦も先が遠いのであります。この七百五十萬石がかりに許されるといたしまして、この六月、七月に二箇月四百四十萬石ずつ要る

といたしますと、一体七月の中ごろには何を食うのですか。すでに四月の末において、一府十二縣の欠配・遅配がある。そして倉を開ければ四百萬石、凍結米をもらつて七百五十萬石しかありません。この先とれるところの芋類、麦を相手として、どうして二合八勺が企画できますか。

私はこれをおもうときに、あまりにも人氣取り政策のために、月々出さなければならぬところの米を放出し過ぎてしまつて、その結果、しまいに米はなくなつて、ほとんど小麦の粉、大豆粉、砂糖によつて生活をしなければならぬように片寄らしてしまつたことになつたと思ふのであります。この事情は、決して私の牽強附会ではありません。食糧管理局において、確かにこの数字は調べられておるのでありますが、お

そらく農林大臣も御承知のことと存じます。それであるのに、安閑と二合八勺を來年度からやるの、あるいは十月まで遅配・欠配はしないの、大豆粉は調味用にまわすの、あるいは米麦中心にやるのというやうなことで、國民をお喜ばしになるということは、どこに根拠があつてそういうことをお話になるのであります。私は親しく農林大臣と御挨拶する機会がなく、初めてこういうところで御挨拶して、こういう増え口をきくことは、言うべからざることは思ひましたけれども、黙つておれないので、私は事實を言ふ。

ぜひあなたの方の責任を糾さなければならぬ、こう実は考へて立つたのでござい

ます。しかるに、ここに問題があることは、当初需給推定におきまして、農家に還元する米——脱糶農家に対して五百六十萬五千石の米が予定してありました。これは田圃をつくる面積の少いために、やつていけない人に出す米であります。ところが、昨年の供出の結果、俗に言う裸供出として保有米を割

いて供出した人がたくさんあります。その人々に対しては、少くともこの五百六十萬五千石によつてこれを救済せなければならぬ。そうせなければ再生産ができません。今年の働きができません。しかるに五百六十萬五千石が、百六十萬石程度しか農村に還元できないのであります。私はこれを聞いて驚いた。町の人もお困りだが、この農業生産に従事しておる農家が、一日に一合や、四勺や、五勺の配給をもらつて働

間がかかるのであります。そういうことを考へますと、この七百五十萬石の米に、あわて返つて、外國から懇請して輸入を受けましたところが、それがなか／＼間に合わない。一日も早くじやがたらいいが大きくなくてはならないことを希望しますが、これは時日を要します。この七月末から八月に來る食糧危機を逃れんとする確信を政府はおもちになつてゐるかを私は聴かして

もらひたいのであります。こういう情勢でありますから、炭鉱に動く人、重労働をやつてゐる人の労働配加なんか、とても米ではもつていきません。小麦粉をもつてまいりますか、お砂糖でももつてまいりますか、とても腹のふくれるやうな主要食糧を労働配加に出すことのできないことは、数字の上で明らかであります。こんなことで、すべての産業が國家再建の御用に立つようになつて活動できましようか。

私は、農家に還元配給がないということ、農家がまた食い急ぎをすることになると思ひます。一面において一割増産を叫んでおりますが、一割以上は食い急ぎをしやしないかということをお心配するのであります。ものは足らぬやうになると、ますます／＼足らぬやうになることを、私は心配するのであります。まして、人氣とりの政策から、各月に按分して配給すべき米を、六月から七月にかけて食つてしまふのであります

から、新米のとれるまでは全然米がない。ほかの代用食糧でいかなければならぬと考えるのであります。これは輸入の不足に対して善処努力をしなければならぬ結果と存じます。また連合國が、日本の食糧が足らなうなら、いつでも何とかしてくれるだろうという、連合國の好意に甘えすぎたために、なすべきことをなさなんだ、打つべき手を打たなかつた結果ではないかと思ひます。しかも、二合八勺の配給可能のごとく宣傳して國民を欺瞞した、無責任なる態度は、断じて許すことができない。もし總理大臣に政治的良心があるならば、この責任を明らかにしなければならぬと思ひるのであります。

政府は、私が申し上げましたこの数字に対して、この事実に対して、否定されるか、あるいは肯定されるか。肯定されるならば、この二合八勺の増配ということとは、どこから出た数字であるか。いたずらに不可能なことを可能なるか。ごとくに宣傳して、國民を欺瞞して、しかも結果において食糧の危機に追いこんでしまふというやうな、こんな政治ほど國民に対して残忍きまゝるものはないと断じていいと私は存じます。この際は、總理大臣並びに農林大臣に、責任上の御答弁を承りたいと思ひます。(拍手)

【國務大臣永江一夫君登壇】
○國務大臣(永江一夫君) ただいまの

森君の御質問にお答えいたします。今御質問になりましたように、政府は本議場を通じまして、またその他の機関を通じまして、本米穀年度、すなわち十月までは、ただいまの配給基準量であります二合五勺に關しましては、欠配並びに選配の起きないやうな方針をとつて、これを確保すると私は申し上げたのであります。そこで、ただいま北海道以下十一府縣における選配についてお尋ねがございましたが、確かにその現象は起きております。その理由について一應申し上げます。

北海道以下十一府縣において選配の起きた主たる原因は、すでに政府がこの前の議場において、總理大臣及び私から申し上げておりますやうに、國內生産の主食をもつていたしましては絶対量が不足でありまして、この点は、われ／＼が國內の主食の生産について全國の農民諸君の御協力を得て、あくまで供出の完納と並びに増産について格段の御協力を願うという原則のもとに、連合軍に對しまして好意ある食糧の放出を願つて、これで絶対量の不足を補つてゐることは、皆さんの御承知の通りであります。従つて、今お話がありました点につきましては、四月あるいは五月について、当初關係方面から示された輸入食糧の量におきまして、かなり食い違ひができたのであります。これは、今私がここで申し上げますことは、一應政府といたし

まして關係方面と折衝しまして、その得たる数字を根據として配給計画を立ててゐるのであります。その結果、いろいろなる事情によりまして、輸入食糧が所期の方針通りにはいつてまいりませんために、その地域々々におきまして、政府は手持米の操作によつて、その不足分を補う方法をとつておるのであります。従つて、今北海道以下十一府縣に起きております選配の現象は、これは縣内におきます、あるいはそのブロックにおきます主食の操作のための、いわゆる操作上の時間のずれでありますから、これは絶対に埋めてまいります。これは從來、昨年及び一昨年起きましたやうな相当長期の選配をそのまま棚上げにするというやうな、選配の本質的なものとは違つておるのであります。あくまで操作の上で起きた一時的な現象でありまして、今十一府縣の中で、すでにこの選配は埋まりつつあるのであります。政府は責任をもちまして、この選配は必ず埋めていきます。今申し上げたやうに、これはその縣内あるいはそのブロックの食糧操作の時間のずれでありまして、これはあくまでも政府の責任において埋めてまいるつもりであります。

なお今後の見透しについて、政府はしば／＼新米穀年度、すなわち十一月からは増配の計画ありとして國民を喜ばしておるが、これは責任ある態度ではないといふ点につきまして、私の考

えを申し上げます。すなわち、今森君が示しになりました数字は、私は大体これを肯定いたしました。一應六月一日現在の政府の持越米から算定いたしますと、ただいま森君の示しになりました数字のごとく、大体本年の十月末までの供給高は、合計が千四百八十万石内外であります。これに對しまして所要高は、いろいろ算定の方法がありますけれども、政府で今考へております所要高を總計いたしますと、二千五百六十万石以上になるのであります。その開きは、今お示しのように、六百七十萬石以上が不足になります。この不足分は、もちろん連合軍の好意ある放出にまたねばならぬのであります。これをトンに換算いたしましたら、今後一箇月十七万トン以上の輸入がなければ、そこに穴があくではないかという御趣旨でございましたけれども、御承知のやうに、政府がこの配給につきまして二合五勺の基準量を確保するということを明言いたしました基準は、繰返して申し上げますけれども、國內の生産量が絶対に足らないのでありますから、何としても、われ／＼がまずみずからの力によつて得たる食糧を基準にしなければなりません。そこで政府は、一割増産を、かなり困難な事情を克服いたしましたして、國民諸君の協力によつて達成するといふ方針を立てまして、今諸般の具体的な施策を実施中で

ございます。従つて、本年初めて行いましたところの事前割當の下部に滲透いたしましたに従ひまして、私どもは全力をあげまして、事前割當に加えますのに、さらに一割増産を行つて、本年の麦あるいは米の増産を期してゐるのであります。その増産分について全然触れずに、数字だけで御検討願ひたのであります。政府の考へておりますことは、この増産分に全力を注ぐといふ方針であります。従つて、これらのものをならみ合

わせますことが第一であります。第二の点は、御承知のやうに、外國電報がすでに明らかに示しておりますやうに、アメリカにおきましては陸軍の予算として、新年度から一四四〇カローを基準とするところの主食の確保について非常に熱心に御検討の結果、これがアメリカの議會を通過いたします。七月以降であります。森君も十分御承知のやうに、七月以降における輸入食糧が非常に増加してまいるのが例年の例でありますから、本年示されておりますところの数字によりまして、私どもは七月以降の外来の輸入については、かなりこれを確信しておるのであります。従つて、今申し上げましたところの需給關係におきます十月までの六百七十六萬石余は、これらの輸入食糧と、前に申しましたところの一割増産の成果とを合わせますなら

四八五

ば、十月までは必ず二合五勺の基準量は配給し得るといふ数字の上に立つて、私どもは政府の所信を明らかにしておるのであります。

なお、次にお尋ねになりました新米穀年度、すなわち十一月以降の配給について、二合八勺ということをお尋ねするが、これはいかなる根拠によつて言つておるかという御説でございますが、これまた先ほど申しましたように、一四四〇カロリを確保するといふアメリカ議会の決定が裏づけになりますならば、米一合の換算は五〇〇カロリでありまして、一四四〇カロリは二合八勺になるのであります。政府はこの方針に準じまして、國內における主食の増産と併せまして、外國の放出せられますところの物資の、いわゆる数字的な根拠に基いて、できるだけ新米穀年度からは二合八勺の配給を行いたい、こういう数字を明らかにした次第であります。(拍手)

〔國務大臣(芦田均)君登壇〕

○國務大臣(芦田均)君 森君より、多年の謠言を傾けた、きわめて正確な数字に基く御質問を拜聴いたしました。まことにまじめな、超黨派的な御議論であることに、私は深く打たれたのであります。数字上の質問に対しては、主管大臣たる農林大臣よりそれ／＼答弁をいたしました。この上私より数字についてお答えする必要はないと存じます。従つて、私の政治の責任について

の御質問にお答えいたします。

私どもが、國民に対して前途の食糧不安を除去するために、どういふ態度をとるべきかという問題であります。

もし政府の責任者が、常に國民に向つて、もうやがて食米はないぞ、ないぞと、全國にふれ歩くことが、はたして國民にどういふ影響を與えるか。(拍手、發言する者あり) われ／＼は、根柢なきことを言つておるのじやありません。根柢なきことを言つておるのじやない。ちゃんと数字に基いて、その見透しを言つておる。現にアメリカの議會に出ておる。あの予算をこらんない。最近には四億ドルという食糧購入の予算が出ておる。さらに、日本再建のために一億五千万ドルの経費が、近いうちにこれは必ず通ります。二、三日前には一億五千万ドルという同轉基金、これは日本に対する食糧もしくは棉花その他の重要資材を輸入するため同轉基金であるが、このように、昨年に比べてはるかに多額の経費が日本再建、食糧輸入のための予算として出ておる。(拍手)これが私は、ある根柢ある数字より、日本の食糧については連合國が十分に責任を負うという確実なる言明を得ておる。それを基礎にして國民に眞実を述べ、國會で答弁することは、政治家としての当然の責任であり、また、何らその間において政治責任に欠くところはないと確信しております。(拍手)

〔森幸太郎君登壇〕

○森幸太郎君 永江農林大臣は……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡剛吉君) 靜肅に願います。靜肅に願います。

○森幸太郎君(續) 農林大臣は、一割増産を計画しておる、こういう御答弁があつたのでありますが、それは來年度の食糧にまわる米でありまして、いかに一割増産されましても、早出し米は百二、三十万石を出ないのであります。倉を開けてみて四百万石くらいしかないこの米で、どうして端境期が越えられようかという心配なんです。われ／＼は、これを心配いたしました。今總理大臣の言われたように、ないぞないぞと國民を惑はしつけることのないことは、よく知つておる。けれども、ないものを隠して、こういう政策をとつてゐるから心配するなという安心を與えるならいいが、總理大臣は、今アメリカの議會が始まつておる、八月からは好轉するようにお話になりました。しかし、この間米國農務省からこへ來られた兩博士の言葉はどうでありますか。日本の食糧は足りない、足りないが、世界の食糧も足りないのだ、日本は自給自足を考えなければならぬ、いつまでも外國依存の氣持をもつて食糧問題を考へてはいかぬということを言つておるのではない

アメリカは、ひとり日本の食糧のみを担当しておるのではない。全世界の食糧の足りない國に対してアメリカは考へておる。アメリカの議會でいくら予算を盛られても、それで日本に食糧が輸入されるといふように甘く考へてはいかぬと考へるのであります。殊に、外國から輸入されます量を五万石と考へまして、それが二万石しか來ない。六月の割増もあるいは十萬石とあるのが五萬石に減らされるかもしれせん。このずれをいかにしていくかということが問題です。予定通り十七万石ずつ輸入してくるならよろしい。しかし、こつちが考へても相手のあることで、向うの都合もあることだから、それに対する善処を考へなければならぬ。

一府十一縣に対して運配がある。これは農林大臣もお認めになりました。それにはいろいろ事情もあるでしょう。輸送関係もあるでしょう。供出の関係もあるでしょう。しかし、政府はすべての責任をもつておる。どんな事情があろうとも、一府十一縣に運配を起したということは政府の責任であります。私は、こういう事情だからいたしかたない、ああいう事情だからいたしかたないといふことは、農林大臣として無責任な答弁だと思ひます。

また、もつと一割増産をするなら、一割増産をするようにしなければならぬ。一昨日、肥料に関する私どもの質問に対して、商工大臣は、それは意見

の相違だと言つてしまつた。こういうような不親切、こういう官僚的な考へ方では、あなた方とわれ／＼が協力していく上において、私はよろしくないと思う。肥料の生産が商工省で十分に行かぬとならば、農林省は迷惑するから、これはどうしていつたらよからうといつて、審議會でもつくつて、目的通り肥料を生産するならいい。これは見解の相違でありまして、木で鼻をくくつたような答弁をされましては、一割増産を叫ばれても、一割増産はできない。これで五百十六万五千石の農家の還元配給は一体どうなる。これが問題です。

現内閣は、外資導入だ、あるいは貿易の開始だ、クレジットの設定だ、二合八勺の配給だとおつしやる。しかし、これはアメリカがおつしやつておる。アメリカが日本占領目的を達成する上においては、外資導入も必要だし、クレジットもしなければならぬ。二合八勺で一四四〇カロリくらい日本國民に食わさなければならぬ。しかるに、そういう方法を考へるとおつしやられた今の政府には、その受入態勢もできていない。それができていないで、アメリカからの輸入食糧で二合八勺の配給ができるというよきな甘い考へ方では、國民は安心してあなた方にお任せできないといふことを申し上げるのであります。(拍手)

〔國務大臣(永江一夫)君登壇〕

○國務大臣(永江一夫君) 今重ねて森君からお尋ねになりました第一点の、一應政府が二合五勺の配給計画を立てて、その中に連合軍の放出食糧を予定しているが、それが予定通り来ないで、そこに時間のずれが起きた場合には非常に困る、政府はそういう際にかなる方針をとるかという点に對しては、私どもは御承知のように凍結米をもっているであります。これは七月以降十月までの四箇月間の米食い率をできるだけバランスいたしたいために、御承知の通り凍結米をもっているのではありませんが、外國から輸入いたします食糧が、どうしても予定通り参りません場合は、六月以降は、政府はこの凍結米を放出いたしまして、これを埋めていくつもりであります。但し、凍結米で六、七月を埋めると、八、九、十月は、一箇月に配給せられる米の率、すなわち米食い率が減つてまいるのであります。この点は、外國食糧に依存しております現状におきましては、やむを得ぬことでありまして、政府の当初の計画は、あくまでも米食い率は各月に平均いたしたい、こういう考えで凍結米をいたしておるのであります。時間のずれに對しては、六月以降は凍結米を放出する考えであります。

第二の、遅配について重ねてのお尋ねでありますから、誤解のないように申し上げます。すなわち、輸入食糧

を予定しております地域におきまして、輸入食糧が予定の期日までに放出されない場合には、その面を埋める必要があるのであります。これが予想以上に多量になります場合には、縣内の他の地方から穴のききましたところにもつてまいります。その米の操作が、自由に円滑に行われていないところでは、遅配は行われておりません。しかしながら、これが十分に行われないうところは、一時的な現象として遅配ができておりますが、絶対量においては、必ず遅配を埋めるだけの数量はその縣にあるのであります。絶対に遅配は埋めてまいります。

第三の点は、いろ／＼お説がありまされども、先ほど申しましたように、わが國の主食は絶対量が不足しているのではありませんが、どうしてもその不足分は外國に依存しなければならぬのであります。従つて、総理大臣がここで御説明になりましたように、アメリカの議會の予算を当てにしてはいけないという御議論をなさつたのでありますけれども、絶対量の不足しておりまする今日は、私どもは、一番信ぜべきアメリカの議會の裏づけというものを、やはりわれ／＼の計算の中に入れていかなければならぬと思ひます。(拍手)

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年度特別會計暫定予算補正(特第二号)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)及び昭和二十三年度特別會計暫定予算補正(特第二号)の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)、昭和二十三年度特別會計暫定予算補正(特第二号)、右両予算案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)に関する報告書

昭和二十三年度特別會計暫定予算補正(特第二号)に関する報告書

〔都合により第六十号の末尾に掲載〕

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 ただいま上程されました昭和二十三年度一般會計暫定予算補正(第三号)、同じく特別會計暫定予算補正(特第二号)、この両案に関する委員会の審議の経過並びに結果を、できるだけ簡単に御報告申し上げます。

おりました軍事公債の利拂問題、あるいは来るべき本予算に絡んで、これまた重大な問題の焦点となつております。税制改正の問題、あるいは鉄道の特別會計におけるところの独立採算制の問題、あるいは新しい予算に伴う労働者の一般賃金の問題等について、各委員から熱心かつ深刻な質問などがあつたのであります。これまた詳細は速記録に譲らしていただきたいと思ひます。

かくて質問が終了いたしましたのは昨日でありまして、本日午前十一時から委員会を開会いたしました。この討論にはいろいろと、民主自由党を代表いたしました上林山榮吉君から、六月暫定予算も、これまた四月、五月に就いて小出しの予算案を出されるのではまことに遺憾である、なお来るべき本予算の編成に對しては、大いに自分から警告をする点がある、こういう事情を申し述べられまして、本案に賛成をされたのであります。今上林山君からの警告についての一、二を拾つてみますと、軍公利拂延期等のあいまいな政策をもつて國民大衆、金融機關を犠牲にしてはならない、税制改革も何ら國民の負担を軽減してはおらぬではないかというやうなことが、おもなる警告の項目であつたのであります。続いて、共産党を代表して野坂参三君から、予算に對するところの全面的な返上

この両案は、去る五月十五日に予算委員会に付託されました。前後八日間わたつて、各委員からきわめて熱心な審議が続けられたのであります。この審議の途中において、問題となつて

現行の物價水準あるいは給與水準等によつたものであります。なお歳入の方の計算も、租税その他一般歳入も、原則として現行の制度によつたものであります。従つてこの予算は、年間を通じての月割額見込額であります。そのは言ひまでもないのであります。その一般會計についての総額を申し上げますと、歳入出をそれぞれ二百五十八億八千四百余万円でありまして、特別會計の方は、歳入で五百七十六億二千余万円、歳出は五百六十六億六千余万円、こういうことになつております。詳しく申し上げたいのでありますが、これも省略いたしました。この予算案の詳細の内容につきましては、すでにお手もとに配付されました予算書がございします。それを御参照願ひたいと思ひます。

論がございました。この返上論の中心をなすものは、この予算が、四月並びに五月に続いて六月もまた同様に勤労大衆を犠牲にして、資本家本位の極端な階級予算である、こういう事柄と、もう一つは、四月も暫定、五月も暫定で、六月も暫定、このような予算案の出し方は議会の審議権を無視するのではないか、こういった立場において、わが共産党はこの予算案を返上して、すべからず政府の組直しを要求する、こういうような反対意見が出たのであります。これに対しては採決をいたしました結果、ただいま申し上げました共産党の野坂君から出ました返上論の意見は、きわめて少数をもつて否決となりまして、原案は大多数をもつて可決確定をみた次第であります。

以上、簡単にございますが、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第二 消防法案(治安及び地方制度委員長提出)

○山下第二君 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略して、この際繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第二 消防法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

出の議案でありますから、委員会の審査を省略して、この際繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第二 消防法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

消防法案

消防法目次

- 第一章 総則
 - 第二章 火災の予防
 - 第三章 危険物
 - 第四章 消防の設備
 - 第五章 火災の警戒
 - 第六章 消防の活動
 - 第七章 火災の調査
 - 第八章 雑則
 - 第九章 罰則
- 附 則
- 消防法

第一章 総則

第一條 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつ

て安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二條 この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二條第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の一隊をいう。

第二章 火災の予防

第三條 消防長(消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ。)又は消防署長は、屋外において火災の予防に危険であ

ると認める行為者又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者に対して、左の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一、火遊び、喫煙、たき火の禁止若しくは制限又はたき火の場合の消火準備

二、残灰、取灰又は火粉の始末

三、放置せられた危険物その他の燃焼の虞のある物件の処理

四、みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去

第四條 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を調査させることができる。但し、個人の住居は、関係者の承諾がなければ立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査は、左の各号に定める区分に従い当該各号に定める時間内に行わなければならない。但し、山林に立ち入つて検査する場合及び当該舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者の同意を得た場合は、

この限りでない。

一 興行場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所です市町村条例の指定するものについてはその場所の公開時間内。

二 工場、事業場その他多数の者の勤務する場所です市町村条例の指定するものについては、その場所の従業時間内。

三 前二号に規定する以外の場所(個人の住居は関係者の承諾を得なければならぬ。)については、日出から日没までの時間。但し、特に緊急の必要がある場合は又は四十八時間以前にその旨をその場所に在る舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者に通告した場合に限る。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、府町村長の定める証票を関係者に示さなければならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務を妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務を妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない

い。

第五條 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、権限を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移轉、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更してないものについては、この限りでない。

第六條 前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前條に規定する防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はその他の法令に違反してないときは、前項の規定にかかわらず、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條 建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政廳は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得なければ、当該許可又は認可をすることができない。

第八條 学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のある設備の位置、構造及び管理、こゝろ、こたつその他火を使用する器具又は

その使用に際し、火災の発生のある器具の取扱その他火の使用に關し火災の予防のために必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第三章 危険物

第十條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所ではこれを貯蔵し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めた数量の三十倍未満のものについて、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以内に限つて、これを仮に貯蔵する場合は、この限りでない。

危険物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯蔵所（不燃材料で構成した隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては同一の室）において貯蔵し、又は取り扱つてはならない。

危険物は、貯蔵所において市町村條例で定める数量を超えてこれを貯蔵してはならない。

貯蔵所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十一條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十二條 貯蔵所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村條例で定める事項について変更しようとする者も、また同様とする。

貯蔵所を廢止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第十三條 貯蔵所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯蔵所の取扱主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村條例で定める資格を具えなければならない。

貯蔵所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱つてはならない。

第十四條 市町村條例で定める資格を有する映写技術者でない者は、興行その他公衆の觀覽に供する目的をもつて、綴燃性でない映画を上映するために、映写機を操作してはならない。

常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例で定める資格を有する所屬の映写技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十五條 映写室は、市町村條例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

映写室を設置し、又は廢止した者及び映写室のない場所、公衆の觀覽に供する目的をもつて、綴燃性でない映画を上映しようとする者は、市町村條例の定めるところにより、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十六條 前六條に規定するものの外、危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱に關し、火災の予防上必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十條乃至第十三條の規定は、船舶、鐵道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四章 消火の設備

第十七條 学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他市町村條例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第十八條 何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望

棲若しくは警鐘合を使用し、損壊し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

何人も、みだりに命令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第十九條 消防の用に供する機械器具及び設備の規格は、國家消防廳がこれを勧告する。

第二十條 消防に必要な水利の基準は、國家消防廳がこれを勧告する。

消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第五章 火災の警戒

第二十二條 中央氣象台長、管區氣象台長又は測候所長は、氣象の状況が火災の予防上危険であると認

めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府縣知事に通報しなければならない。

都道府縣知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、火災に関する警報を発することが出来る。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村條例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第二十三條 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期限を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることが出来る。

第六章 消火の活動

第二十四條 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

第二十五條 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を

行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行方消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條 消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。

路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることができる。

時速は六十キロメートルを超えてはならない。

消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定による最高速度を超えてはならない。

その他一般交通規則に従わなければならない。

第二十七條 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條 火災の現場においては、消防吏員又は消防團員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

消防吏員又は消防團員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防團員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前項に規定する消防吏員又は消防團員の職権を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を與える義務がある。

第二十九條 消防吏員又は消防團員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。

火災が発生した消防対象物に隣接する消防対象物で延焼の虞があると認めるものについても、また同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。

この場合においては、そのため損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、賠償により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防吏員又は消防團員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第三十條 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、樋門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章 火災の調査

第三十一條 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。

但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十二條 消防長又は消防署長は、

消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第三十四條 消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十五條 放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪(放火犯を含む。)を捜査し、犯人(放火犯人を含む。)を逮捕する責任を免れしめない。放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章 雜則

第三十六條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に關してこれを準用する。

第三十七條 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫、これを都、都知事又は都條例と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第三十八條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望楼又は警鐘台を損壞し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壞し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
二 消防団員が、消火活動又は火

災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行爲を妨害した者

三 第二十五條第三十六條において準用する場合を含む。又は第二十九條第四項(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行爲を妨害した者

前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第五條の規定による命令に違反した者

二 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十五條の規定に違反した者
第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないうで事業を行つた者

三 第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者

四 第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者

五 第十三條第三項の規定に違反した者

六 第十四條第一項の規定に違反した者

七 第十四條第二項の規定に違反して所屬の映像技術者を定めないうで事業を行つた者

第四十三條 第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処し、情狀により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第三條の規定による命令に従わなかつた者

二 第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若し

くは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者

四 第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

五 第十八條第二項の規定に違反した者

六 第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者

七 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者

八 故なく消防署又は第二十四條(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の指定した場所に火災発生

の虚偽の通報をした者

九 第二十八條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

十 第三十三條の規定による火災

の權利を與える。

んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第三 ソ連領からの復員促進に関する請願(第一九一号)

第四 在外同胞引揚促進の請願外三十六件(第四五六号)

第五 大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願(第二一〇号)

第六 在外同胞引揚促進の請願(第六六四号)

○山下榮二君 議事日程の順序を変更して、日程第三ないし第六の四件を繰上げ一括上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第三、ソ連領からの復員促進に関する請願、日程第四、在外同胞引揚促進の請願外三十六件、日程第五、大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願、日程第六、在外同胞引揚促進の請願、右四請願を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長安東義良君。

ソ連領からの復員促進に関する請願

(第一九一号)に関する報告書

在外同胞引揚促進の請願外三十六件(第四五六号)に関する報告書

大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願(第二一〇号)に関する報告書

書

在外同胞引揚促進の請願(第六六四号)に関する報告書

〔都合により第六十号の末尾に掲載〕

〔安東義良君登壇〕

○安東義良君 ただいま上程に相なりました請願四件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

外務委員会は、五月十八日請願第一九一号及び第四五六号を、また五月二十日第六六四号をそれぞれ審議いたしました。右三件は、いずれも在外同胞引揚促進に関する請願でありますので、一括御報告いたします。

まず、政府当局説明員より引揚げに関する状況を聴取いたしました。その説明によりますれば、目下在外同胞の残留者は、ソ連地区において六十九万二千、満州、中共地区において六万五千に上っており、鋭意引揚促進に努力しております。日本側といたしましては、一箇月十六万の受入態勢を準備しておりますが、ただいまのところ、それだけの引揚げは不可能のようであり、五月中には大体四万五千の引揚げを予定しておることとあります。

次いで、本件の審議をいたしました

が、かかる多数の残留同胞の困難なる境遇と、留守家族の心情は、まことに同情にたえないものがありますので、本請願を採択することに決定いたしました。よつて外務委員会は、本請願を本院において採択し、かつこれを内閣に送付せらるべきものと認めた次第であります。

次に、大相撲本場所に際し國技館借用に関する請願(第二一〇号)につきまして、五月二十日、外務委員会は関係者の出席を求め、審議いたしました。紹介議員佐藤次郎君の請願趣旨の説明によりますれば、大相撲本場所は年必らず國技館において行われてきたが、昭和二十年十二月より関係方面の使用するところとなり、その後昭和二十一年十一月に一回使用することができただけで、施設その他の事情により使用不可能となり、昭和二十二年夏秋の二回は、明治神宮外苑で本場所開催のやむなきに至つたのであります。しかるところ、大相撲本場所は國技館をもつて至上とする傳統的氣分が強く、國技館を離れることは力士の精神作用に多大の影響を與えるばかりでなく、雨天順延等となる関係から、力士の最高の調子を保持することも困難で、觀衆も本場所氣分を十分味わうことができない、ついでには、國民大衆の健全娯樂として認められておる大相撲の本質に

も鑑み、國技館を従前のごとく一月、五月の年二回定期的に借用し得るよう援助されたいというのであります。よつて、本件主管廳である特別調達廳の政府委員の説明を聴取しましたところ、目下使用中の関係方面において、國技館使用の際、大相撲開催のため一時借用はできる旨の了解になつておるから、関係廳並びに請願者側からも、さらに請願趣旨の達成に努力することといたしたい旨説明がありました。

次いで本件の審議に入り、すでに關係廳でも趣旨達成に努力することでもあり、本件を採択するほどのこともないではないかとの意見もありました。が、討論の結果、大相撲の大衆娯樂としての地位にも鑑み、本請願を採択するのが妥当であるとの意見が多数を占めましたので、本請願を採択することに決定いたしました。よつて、本請願は本院において採択し、かつこれを内閣に送付せらるべきものと認めた次第であります。

この段御報告いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 日程第三ないし第六の各請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて右各請願は委員長報告の通り採択するに決しました。

行政官廳法等の一部を改正する法律案

案(内閣提出)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、行政官廳法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

行政官廳法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長松原一彦君。

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項、經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第二項、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)附則第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、起

を施行する。

行政官廳法等の一部を改正する法律
案内閣提出に關する報告書
〔都合により第六十号の末尾に掲載〕

〔松原一彦君登壇〕

○松原一彦君 だいたい議題に上りました行政官廳法等の一部を改正する法律案につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

行政官廳法、経済安定本部令、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法の規定は、それ〴〵本年四月三十日または五月二日をもつて効力を失うこととなつておりましたので、これに代るべき國家行政組織に關する法律を制定する必要があつたのでありますが、種々の事情のため、この法律を五月三日から施行することが困難となりましたので、御承知のよう、さきに國家行政組織に關する法律の制定施行までの暫定措置に關する法律案を可決いたしましたして、これによつて行政官廳法等の効力が五月三十一日まで延長せられたのであります。しかしてこの間、内閣は國家行政組織法案を去る五月十日國會に提出せられたのであります。なおこれと一体をなす各省設置法案は未だ提出を見るに至つておらないのであります。このた

め、かりに國家行政組織法案が五月末日までに成立いたしましたとしても、各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、きわめて困難なる事態に相なりましたので、現在行われている暫定措置を、さらに六月三十日まで延長いたし、その間に國家行政組織法案並びに各省設置法案の審議を完了せんとするものであります。

本委員会は、以上の事情に鑑みまして、本日午前中政府當局の説明を聴取の上、質疑並びに討論を省略いたしまして、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしましたのであります。

以上、決算委員会の報告を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一 自由討議

○議長(松岡駒吉君) これより前会に引続き自由討議を行います。坪川信三君、発言者を指名願います。

○坪川信三君 民主党は、長野重右エ門君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 長野重右エ門

君、発言を許します。

〔長野重右エ門君登壇〕

○長野重右エ門君 私は、民主党を代表いたしまして、自由討議の課題であります衆議院議員選挙法改正の問題につきまして、私の意見並びにこれに對します私の考え方について申し上げ、同僚諸君はもとより、國會を通じて國民諸君の批判を受けんとするものであります。

さきに本院におきましては、政界の腐敗を防止し、選挙の公正を有するたために、政治資金規正法案を可決いたしましたのであります。この政治資金規正法案の中には、衆議院議員選挙法の中に含まれておりますところの、公職の候補者に関する幾多の問題が織り込まれておるのであります。これに從つて、当然選挙法の改正も必要と相なつてまいるのであります。本院におきましては、政党法並びに選挙法改正に關する特別委員会におきまして、今これらの問題が審議を続けられておるのであります。かかる機会に、自由討議の課題としていろいろと廣く意見を求められますことは、まことに適切な処置と思ふのであります。

さきの第一國會におきまして、また第二國會におきましても、隠匿財産の調査や不当財産の取調べによりまして、醜い政治家の裏面が白日のもとにさらけ出されておるのであります。多額の政治資金が、右翼の地下組織的

なる人物から政党や政治家に献金せられ、日本政界の腐敗は、ただに國內のみならず、外國にまで宣傳いたされておるのであります。これが最も根本的な原因はどこにあるか、言うまでもなく選挙にあまりに多くの金を要することでありまして。

四月二十五日であつたと思ひます。毎日新聞の社説に、「安易に流るる選挙法改正」の見出しのもとに、最近の選挙費用は一落二当、すなわち百万円なら落選、二百万円なら当選が常識のようになつておると指摘いたされておるのであります。もとより私は、かかる事実を知らないものでありますけれども、いかに多くの金を要するかどうかの示唆に富むものと思ひます。かりに選挙を行つことができれば、しかも國民の政治への関心を喚び起し、新しい憲法のもとに民主的な公民意識を高めることができるかといふことを、お互ひは眞剣に考えなければならぬのであります。

ここにおいて、徹底せる選挙公営を行つたらどうかという意見が大きく浮び上つてくるのであります。従つて、今回の選挙法の改正につきましては、第一にはいよいよ選挙区の別表をどうするか、第二には投票の方法をどうするか、すなわち連記でいくのか、あるいは單記でいくのか、第三には、この徹底せる選挙公営をどうしてやるか、

この三つの問題を深く検討していかなければならぬのであります。

一昨日、民自党の岩本君並びに社会党の竹谷君より、この選挙公営の問題につきましては、いろいろとお述べになつたのであります。すなわち両君は、徹底せる選挙公営で臨んで、お互ひの自由意志に基づくところの選挙運動を一切やらないようにしてはどうかといふことを提起いたされたのであります。はたして現在の段階におきまして、この完全なるところの公営を行ふことができるかどうか。もとより私は、選挙公営の徹底につきましては、手をあげて賛成をいたすものではあります。現段階においてそれが可能であるかないかといふことも、また深く検討しなければならぬ事柄であると思ひます。しかしながら、この問題につきましては後ほど述べることにいたしたいと思ひます。

第一の投票方式の問題であります。これにつきましては、過般岩本君は單記制を採用すべしといふことを主張いたされておるのに対して、社会党の竹谷君は中選挙区連記制でいくべきであるといふことを主張いたされておるのであります。両君のいろいろのお説によりまして、これらの長短の問題につきましてはいろいろとお述べになつて、すでに御承知の通りでありますから、私はこれを繰返そうとはいたしません。しかしながら、この連記制の

問題につきましては、竹谷氏は、この前の連記が非常に芳しくなかつたといふことは、大選挙区でやつたから芳しくなかつたのである、今度は中選挙区でこれを行うといふことになれば、決してこの前のような結果を見ることはない、すなわち民主政治を確立していく上においては、この制限連記制によるべきものであるといふことを、強く主張いたされておるのであります。しかし私どもは、いろいろと考へてまいりますときに、すなわち、過去明治二十一年の総選挙のときの状態、あるいはそれらの諸般の資料によつて考へまするときに、この連記制に同調することはできないのであります。従つて、投票方式の問題につきましては、私は民自党の岩本君が述べられましたように、單記の自署主義によるべきである、こう考へる次第であります。もちろん、その他記号式投票制を採用したかどうかという問題もあります。現にオーストラリア並びにアメリカ等におきましては、これがとられておりますが、今日のわが國の政治段階からいいますと、これは無理なことでありまして、またギリシヤにおいてとられておりますような消極選挙制、すなわちこれは、きらいだといふ者に投票をする、そうして、その投票は「イナス」となつて現われてくるというような方法もありまして、これも今日採用すべき事柄ではなくて、すなわち投票方式に

つきましては、今申しますような單記自署主義一本でいくべきものであると考へております。

次に、第二の別表の問題であります。御承知のように、人口の異動に伴ひまして、定員等の問題も相當考へていかなければならないのであります。しかしながら最近では、ほとんど選挙のたびに別表が改正をいたされていくといふような状態でありまして、こういうことを考へましたときに、彼の明治二十三年の大選挙区、あるいは大正八年の小選挙区、大正十四年の中選挙区と、三回にわたつて改正をいたされておるのであります。人口の異動があるからといつて、そのたびごとにこの別表を改正するといふことは、どうであらうか。すなわち、諸外國におきましますところの例を考へてみましても、ある一定の期間はそのままといたされておるのであります。大選挙区ならよいのだ、あるいは小選挙区ならよいのだ、これなら金がかからない、ボスの横行やあるいは買収が盛んになるというが、それは防止の方法があるといふと唱へられておるのであります。いろいろの意見がありますけれども、私は現在の段階におきましては、いましばらく別表をそのままにしておくのがよいのではないかと考へるのであります。

その次には、最初申し上げました選挙公營の問題であります。この選挙公營の問題は、單に金がかかるからといふことで行はるべきものではないと思ふのであります。すなわち、徹底させる選挙公營を行ひますならば、選挙運動の公正を確保するといふことを第一に考へなければならぬ。第二には、何人といへども容易に立候補ができて、選挙運動の機会均等をはかるようにいたさなければならぬのであります。第三には、選挙は申すまでもなく戦いでありまして、戦いであるといふことを、お互ひは忘れてはならないと思ふのであります。従つて、いつもフレッツシユな氣持をもつて選挙運動ができ得るようになり、そして國民の政治への關心を高め、候補者の識別と判断とがすべての選挙人に遺憾なく徹底する方法をとらなければならぬと考へるのであります。従ひまして、この選挙公營の徹底をはかります上におきましては、選挙公營以外の運動を禁止しなければ、この選挙公營の徹底を現実にすることはできないのであります。そういたしました場合には、先ほど來申し上げましたように、新鮮なる選挙運動をやることができぬか。選挙が低調になつてくるのみならず、脱法行爲その他の潜行運動がますます熾烈になるというところでありまして、選挙公營を行ひます意義もまた消滅してまいるのであります。

そこで私は、この選挙公營の限界をどこにおくかといふことが深く取り上げられなければならない問題であると思ひます。すなわち、技術的可能性あるいは能率の問題、あるいは國家及び地方財政との総合的勘案のもとにこれを解決して、それによつて生じます弊害についても十二分に考へていかなければならぬのであります。殊に選挙公營を行ひます場合においては、國民の莫大なる負担と資材の消耗があり、かつまた選挙関係者の極度の労働と十分の用意のもとに進められていかなければならぬのであります。

今、諸外國における選挙公營の實情を調べてみますと、アメリカにおきましては、わずかにオレゴン、フロリダ両州におきまして、キャンデーデータ・パンフレットを發行しております。

すなわち、わが國におきましますごとき選挙公報を發行いたしておりますのみでありまして、コロラド州におきましては、候補者の氏名並びに経歴等を新聞に公告するといふ程度であります。またイギリスにおきましては、選挙公報を發行いたしております。しかし、わが國のごとき公立学校の無償利用でありますとか、あるいは無料郵便物の取扱ひにつきまして、わずかに重量二オンス一回限りを認めておるといふような始末であり、ラジオ放送におきまして、政党的幹部のみに許しておるといふような有様でありまして、むしろ現在とられつつあります

公營方式が、これらの先進國家より進んでおると言ひ得るのであります。もちろん、これらの國家におきましては、こうした徹底せる選挙公營はいたしておけません。しかしながら、さきに本院において可決いたしましたような政治の腐敗防止の制度は徹底いたしておるのであります。

かように考へてまいりますと、選挙公營を徹底すべしといふことについては一應の賛意を表することができまして、これら先進國家において、何がゆゑに徹底したる公營をやらないのか、あるいは選挙の本質に鑑みてやらないのか、あるいはその他の理由によつてやらないのかといふことも、十分検討していかなければならないと思ひのであります。従ひまして私は、これらの事柄を前提として、可能な範圍において選挙公營の徹底をはかり、かつまた一面、候補者それ自体のお互いの自由なる意思に基く運動も若干認めるようにしてはどうかと考へるのであります。

しからば、この公營の方法としてどういふことをやるかといふことでありますが、これにつきましては、まず演説会の問題であります。この点につきましては、竹谷君あるいは岩本君が述べられましたように、当該都府縣の選挙管理委員会が、あらかじめ人口五千以上、また交通その他の情勢に鑑みて、ここにおいては行ひべきものであ

と考へましたる場所において、立会演説会を公営するということであり、この立会演説会につきましては、もとより候補者以外のものを参加せしめることについては同意できないのであります。これらの場所及び回数につきましては、今申しますように、管理委員会においてこれを決定いたし、するともに、一面また、個人の自由なる意思に基づくところの演説会を三、四十回ないし五十回程度に認めていつたらどうか。これは町村の公営ではありません。岩本君が申されましたのは、この演説会も公営にして、候補者はからだけ行けばそれでいいようにしたらよいという御提議でありましたが、私はそうではなくして、候補者自身において考え、そして宣傳等もそれらによつて行わんとするものであります。

もとより、徹底せる公営によつて、お互いのからだだけがそこに足を運べばいいということであり、しかしながら至極結構ではありますが、しかしながら、そうした場合には、はたして正しい演説会が行われるか。言いかえするならば、お互いが得心がいきまるところの演説会が行われるであり、むしろ、町村によりましたならば、社会党以外は大きらいだ、ほとんど社会党に塗りつぶされておる所もあり、まじやうじ、また民主党以外は大きらいだというより、町村もあるであります。そういう場合に、公営の演説会をし

て、だれ／＼個人の演説会をお前の方で設備をしるということになりましたときに、ほんとうの意味においてそれができるかどうかを考へましたならば、大いに考へさせられると思うのであります。

また選挙をやりましたる場合に、突如としてあの町村に行こう、この町村に行こうと、いわゆる機動的に演説会を行つたということも考へられるのであります。いたずらにこれも公営にするということは、いわゆる十分なる関心を求めて、自己の欲する十分なる政治運動ができない。選挙の本質から離れるものがあると思へますから、私はこれらに対して、いわゆる三十回ないし五十回は、おの／＼の自由意思に基いて、それ／＼の町村において演説会のできるように措置すべきものであると考へるのであります。もちろんその場合において、回数を制限することはいくつかないことだ、回数は無制限であるが、一面、こうして公営を行い、その他ポスター等／＼の宣傳をいたします場合において、回数を制限いたしませんことは、かえつて公営の選挙を崩壊いたさすもので、ここにおいて、ある程度の回数の制限をいたしたらよからうかと思ふのであります。

またポスターの問題であります。が、御承知のように現在は千枚であります。これを二千枚にしろ、あるいは三千枚にしろというような説もあります。しかし私は、大体これを倍加する、すなわち二千枚程度にする、但し、これをはります場合には、ドイツにおいて設けられておりますように、それ／＼の町村において、このポスターのはり場所を指定いたしまして、それ／＼の町村の、いわゆる自治体の選挙管理委員会にポスターを送付いたしたならば、いづれも公平に、しかも親切に、しかも選挙民に徹底するように、一定の場所にこれをはりつける、すなわち町村の美しさを保ちます上から言つても、そうすることが当然であると思へるのであります。

次に選挙公報の問題であります。私は、この選挙公報を発行すべく、こゝろ唱へるのであります。選挙公報を発行いたしたところの、現在行つておりますところのはがきの問題であります。これに對して岩本君は、これをもつと殖やせ、三万、五万に殖やせということを一昨日お述べになりましたが、私は、徹底せるこの選挙公報を発行いたすようにいたしまして、はがきは全廃すべきものであると考へておるのであります。(拍手)

また選挙放送に關しましては、御承知の通り、これに對してもい／＼と御提議がありました。これは岩本君らが提議いたされたようで結構であります。すなわち、この選挙期間中、候補者は三回以上ラジオ放送ができれば、しかもなるべく同一選挙区の者を同じ日に行うようにして、有権者の選挙を十分にやることのできるようにするといふ方法を考へてみたいと思へます。それとともに、單なる政見のラジオ放送のみではなくして、すなわちその運動期間中におきましては、ニュースの後等におきまして、その選挙区におきまるところの候補者の氏名、年齢、経歴及び政見等の発表を行うようにいたしたらよからうと思へております。

次に政黨の問題であります。選挙公営を強化いたしますと同一の趣旨に基きまして、個人單位の選挙運動を團體單位の選挙運動に切替えて、團體の自主的な統制によつて選挙の公正を期するといふ意味合、かつまた健全なる政黨の発達を期するといふ上から、政黨が行いますところのラジオ放送、あるいは共同主催の立会演説会、新聞廣告等につきましても、國家がこの費用を負担するか、あるいは便宜の供與をなすべきものであると考へておるのであります。

以上は、私の選挙公営に對しまする構想であります。先ほども申しましたように、かくいたしますことは、國家は莫大なる費用の負担となり、まするのみならず、かえつて候補者の濫立になるというよりなかりもあるものであります。従つて、この國家や地方團體が負担をいたしますその費用の一部負担をいたしまして、若干の予納金——そのときの物價あるいは候補者数等を勘案いたしまして、若干の予納金制度を認めるということにして、そうして届出と同時にこれを納付するといふことも、また考へていかなければならないことであると思へます。

その他の問題といたしましては、地方自治法の第三十四條に制定いたされておりますように、不具者等に對しますところの代理投票制も採用いた

したいと思ひます。また不在者投票の事由を拡大いたしまして、投票の民主化をはかるということも考えていかなければならぬのであります。これら選挙運動のために使用いたしますところの自動車につきましても、無制限にいたしておいていいのであるか。もちろん、費用の点から抑えられていくのであります。ある候補者は五台も六台もの自動車を御用、ある候補者はわずかに一台の自動車が雇ひきれないというような状態では、眞の選挙運動の公正を期することができないのであります。これらの問題についても当然考へておかなければならぬことだと思ひます。

次には、兼職禁止の職にある者が立候補できないようにしたらよろうというところであります。これにつきましても、民自党の岩本君から御提議に相なつておるのであります。すなわち、現在検察官であるとか、裁判官であるとか、あるいは税務官吏であるとか、いわゆる被選挙権をもたない者は当然であります。兼職してはいけないと言われておりますところの、公選によります議員でありますとか、あるいはその他の官吏の者、こうしたものが立候補する場合には、まず辞職をしてかれ、そして兼職のままにおいて立候補をすることはよろしくない、これが岩本さんの御提議であります。これは候補者の濫立を防ぎ、眞にわれこそは

と思ひん者のみによつて立候補をすることが当然であるというお説であります。もちろん、それらの問題につきましても一應の理屈は立つのであります。しかしながら、私どもが種々考えましたときに、元來選挙の本質であります民主政治の理想の上から、でき得る限り多くの者に被選挙権を與えて、でき得る限り立候補の機会を與えるという意味からいいたしまして、妥当であるかどうかということも十分考へてからかねばならぬのである。先ほど來も申しましたように、選挙運動の上で特別の利益を與えるとか、あるいはまた選挙民に特別の圧力を與えるものに対しましては、すでに被選挙権が停止したされておるのであります。ただ單に濫立を防ぐというふうな意味からかういふ方法を講じますことは、理論上根柢がないのみならず、選挙の理想並びに機会均等の原則に反するものであり、かつまた行過ぎではないかと思はれるのであります。

同様棄権に對します問題もそうであります。これも民自党の岩本君から御提議に相なりましたが、投票は國民の義務である、行かない者は罰金のようなものを課して金をとるか、あるいは一定の期間被選挙権、選挙権を與えないようにしてはどうかということでありま。これは現在ベルギーにおいて行つておりますが、他の國家においては行つておらないのであります。それも一應の理屈が立つとは思ひます

るけれども、選挙に行かないという場合には、病氣の場合もありましようし、またやむを得ない一身上の事情からもあるということがありま。そういふ一概に棄権をしたから、こ。ういふような制裁を法定するということにつきましても、國民の政治意識の高揚、すなわち投票に對しますところのいろいろな便宜を供與するとか、あるいは投票方法の改善、すなわち先ほど申しましたように、不在投票とか代理投票とかいつたような問題でこれは解決せらるべきでありますし、また候補者の濫立等につきましても、当然政党的の發達によつて、これを自主的統制でもつて行わなければならないのであります。政選法を制定すべしという声が生れておりますけれども、これらの問題と関連をいたしまして、十二分に考慮すべき事柄であると思はるのであります。

以上、いろいろと申し上げました選挙公營の徹底につきましても、私も双手をあげて賛成をする。しかしながら、実行不可能なことをきまして、どういふ結果になるか。か。えつて訴訟を繰出せしめたら、紛糾いたすのみであります。今私が申し上げました構想は、現在の日本の段階から見て、國民の政治意識を高揚し、そうして政治への関心を高めていく上において、一つの線を引き、こ。ういふ方法で行つたらどうかということなのであります。

す。かかる重大なる選挙法の改正につきましても、國會は唯一の立法機關であるといふことのみによつて、われわれがわれわれのみによつてこれを決定することについてはどうかと思ひます。すなわち、投票される者、あるいは投票する者、一般の國民、すべてがこの選挙法の改正に関心をもち、どうすればいいかという結論を見出すべきものであると思ひます。従つて、これにつきましても公聴会のようなものを設けるか、あるいは他の方法によりまして、廣く國民諸君の意見もまた取入れていかなければならぬと思ひます。私、こ。ういふような意味から、すなわち政治資金規正法の成立とともに、政界の肅正、國民の政治への関心を高めることを強調いたしまして、新しい民主政治が生成發展していきますように、その他の諸君も言われま。したるごとく、この問題はどこまでも超党派的に、しかも多くの意見を求め、國民の十分なる意向も確かめて決定すべきものであると確信しておるのであります。

以上、簡單でありましたが、私の衆議院議員選挙法改正の問題に対する自由討議を終ることにいたします。(拍手)
○山下榮二君 自由討議はこ。の程度に止め、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

とを望みます。
○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 芦田 均君
外務大臣 北村徳太郎君

農林大臣 永江 一夫君
國務大臣 吉米地義三君

國務大臣 一松 定吉君
國務大臣 船田 亨二君

出席政府委員
外務政務次官 伊東 隆治君
食糧管理局長官 片柳 眞吉君

〔朗誦を省略した報告〕

一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律

一、昨二十六日松岡議長は、芦田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(職業安定局長) 齋藤 邦吉
労働事務官 齋藤 邦吉

一、昨二十六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り

り変更した。

一 中野 寅吉君

四二〇 長崎縣第一區選出議員

一、去る二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

労働委員会

理事 山下 春江君（理事小川

半次君去る五月六日委員辭任につきその補欠）

一、昨二十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

厚生委員会

理事 中嶋 勝一君（理事大瀧

龜代司君去る四月六日委員辭任につきその補欠）

決算委員会

理事 久保 猛夫君（理事大宮

伍三郎君去る十二月十三日退職につきその補欠）

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟法を改正する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出（第六八号））

財政及び金融委員会 付託

刑事訴訟法を改正する法律案（内

閣提出（第六九号）

司法委員会 付託

一、昨二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律案

一、昨二十六日提出した緊急質問は、次の通りである。

教育問題に関する緊急質問（野本品吉君提出）

第二回 衆議院會議録第七十五号附錄（一）の二中正誤

三〇頁五段及び三三行目「内外の法制及び」は「内外の法制及び」の誤

三二頁三段二九行目以下を次の通り訂正

〔別紙〕（一）は修正）

都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案を次のように修正する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

この法律は、昭和二十三年十二月三十一日まで、その効力を有する。

建設院設置法の一部を次のように改正する。

第四條第八号中「都会地轉入抑制緊急措置令」を「都会地轉入抑制法」に改める。

別表

東京都

特別区の存する区域

神奈川縣

横濱市

川崎市

横須賀市

京都市

大阪市

大阪市

堺市

布施市

兵庫縣

神戸市

尼崎市

和歌山縣

和歌山市

山口縣

下關市

福岡縣

福岡市

八幡市

第一回 衆議院會議録第七十五号附錄（二）の二中正誤

六二頁二段二七行の次に左の通り挿入

常願寺川の改修工事速成の請願（佐伯宗義君外四名紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山縣常願寺川下流の地域は、田園都市を形成し、灌漑用水、水力発電、物資の集散、交通の要衝であるが、最近河川の狀態惡化に伴い水源地から流出する土石は数百万立方メートル下流に堆積し、洪水頻発して二万町歩の美田、富山市並びに附近部落の家屋人命に多大の損害を與えている、ついでにこ

れが改修工事を速成されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産、民生安定の見地より強力に施行の必要があるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十五日

國土画計委員長 荒木萬壽夫

衆議院議長松岡駒吉殿

定價 一 部二四二十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 印刷局
郵便 東京九〇〇〇 圖書課